

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月27日

【会社名】 株式会社大和証券グループ本社

【英訳名】 Daiwa Securities Group Inc.

【代表者の役職氏名】 執行役社長 日比野 隆 司

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03(5555)1111

【事務連絡者氏名】 財務部長 太 田 一 成

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03(5555)1111

【事務連絡者氏名】 財務部長 太 田 一 成

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、平成27年7月27日付で、当社を株式交換完全親会社とし、当社連結子会社である大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことについて、株式交換契約を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

2【報告内容】

（1）本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	大和証券株式会社
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 日比野 隆司
資本金の額	100,000百万円（平成27年3月31日現在）
純資産の額	700,728百万円（平成27年3月31日現在）
総資産の額	12,068,012百万円（平成27年3月31日現在）
事業の内容	有価証券等の売買、有価証券等の売買の媒介、取次又は代理、有価証券の引受等の金融商品取引業及びそれに付帯する事業

最近3年間に終了した各事業年度の営業収益、営業利益、経常利益及び純利益（単体）

事業年度	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
営業収益（百万円）	303,248	399,876	386,659
営業利益（百万円）	70,447	154,176	136,590
経常利益（百万円）	71,989	155,505	138,687
当期純利益（百万円）	65,950	144,365	127,032

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（平成27年3月31日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社大和証券グループ本社	99.98%
日の出証券株式会社	0.02%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は大和証券の株式を810,071株（発行済株式の99.98%）保有しています。
人的関係	当社の取締役及び執行役が、大和証券の取締役（8名）及び監査役（1名）を兼職しております。
取引関係	直近事業年度（平成27年3月期）において当社から大和証券に対する資金の貸付411,361百万円及び利息の受払い1,530百万円その他の取引を行っています。

（2）本株式交換の目的

大和証券グループの中核会社である大和証券について当社が発行済株式の全てを直接保有する形態に資本構成を簡素化し、より機動的かつ効率的なグループ経営体制の構築を目的として、本株式交換を行うことといたしました。

（3）本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社とし、大和証券を株式交換完全子会社とする株式交換となります。当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う予定です。大和証券は、会社法784条第1項の規定に基づき、略式株式交換の手続により株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社大和証券グループ本社 (株式交換完全親会社)	大和証券株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	1,112(注1)
株式交換により交付する 当社普通株式数	普通株式143,448株(注2、3)	

(注1) 大和証券の普通株式1株に対して、当社の普通株式1,112株を割当て交付します。但し、当社が保有する大和証券の普通株式810,071株については、本株式交換による普通株式の割当ては行いません。なお、上記株式交換比率は、両社協議の上で変更することがあります。

(注2) 本株式交換に際して、本株式交換により当社が大和証券の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の大和証券の株主名簿に記載又は記録された大和証券の株主(但し、当社を除きます。)に対し、大和証券の普通株式に代わり、その保有する普通株式1株に1,112を乗じて得られる数の当社普通株式が交付される予定であり、その総数は143,448株となる見込です。

(注3) 当社は、本株式交換により交付する当社普通株式には、当社が保有する自己株式143,448株を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

本株式交換契約の内容

当社と大和証券との間で、平成27年7月27日に締結した株式交換契約の内容は以下のとおりです。

株式交換契約書

株式会社大和証券グループ本社(以下「甲」という。)と大和証券株式会社(以下「乙」という。)とは、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条(商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

- (1) 甲 : 株式交換完全親会社
商号 : 株式会社大和証券グループ本社
住所 : 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
- (2) 乙 : 株式交換完全子会社
商号 : 大和証券株式会社
住所 : 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

第3条(株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)の乙の株主(甲を除く。)に対して、その保有する乙の普通株式に代わる金銭等として、その保有する乙の普通株式の合計数に1,112を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 前項の規定により交付される甲の普通株式の割当てについては、基準時の乙の株主(甲を除く。)に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1,112株の割合をもって割り当てる。
3. 前項に従い乙の各株主に対して割り当てる甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、甲は、会社法第234条その他関係法令の規定に従い、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)に相当する甲の普通株式を売却し、その端数に応じてその売却により得られた代金を当該株主に交付する。

第4条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| (1) 増加する資本金の額 | 金0円 |
| (2) 増加する資本準備金の額 | 金0円 |
| (3) 増加するその他資本剰余金の額 | 会社計算規則第39条第1項の規定する株主資本等変動額 |
| (4) 増加する利益準備金の額 | 金0円 |

第5条（株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく、本株式交換を実施する。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく、本株式交換を実施する。

第6条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生じる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成27年10月1日とする。但し、本効力発生日までに本株式交換に係る手続の進行及びその他の事由に応じ必要があるときは、甲と乙とが協議の上、これを変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、本効力発生日までの間、善良な管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、予め甲と乙とが協議の上、これを行うものとする。

第8条（本契約の変更・解除）

本契約締結後本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じたとき、甲について会社法第796条第3項の通知があったとき、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じたとき、その他本契約の目的の達成が困難となったときは、甲と乙とが協議の上、本契約に定める交換条件を変更し、又は、本契約を解除することができる。

第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲と乙とが協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲と乙とが記名捺印の上、各1通を保有する。

平成27年7月27日

甲： 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
株式会社大和証券グループ本社
執行役社長 日比野 隆司

乙： 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社
経営企画部長 佐藤 英二

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

株式交換比率については、公正性及び妥当性を確保するため、ダフ・アンド・フェルプス株式会社（以下「D&P」といいます。）から株式交換比率算定書を取得しております。なお、D&Pは、当社及び大和証券株式会社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して重要な利害関係を有しません。

D&Pは、当社については、当社普通株式が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部及び株式会社名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行い、非上場会社である大和証券については、事業内容が類似する参照可能な上場証券会社があることから類似会社比準法による算定を行いました。D&Pによる算定結果の概要は、以下のとおりです。

当社株式の算定方法	大和証券株式の算定方法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	類似会社比準法	1,030～1,193

なお、市場株価法では、平成27年7月14日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日の株価終値、算定基準日以前の1ヶ月間（平成27年6月15日から平成27年7月14日まで）、3ヶ月間（平成27年4月15日から平成27年7月14日まで）の東京証券取引所における株価終値単純平均値を採用しました。

D&Pは、株式交換比率の算定に際して、各当事者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でD&Pに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、各当事者とその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。D&Pの株式交換比率の算定は、平成27年7月14日現在までの情報と経済条件を前提としたものであります。なお、D&Pが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

算定の経緯

当社は、D&Pから取得した株式交換比率算定書を慎重に検討し、また両社の財務状況、事業動向、株価動向等を勘案し、双方協議の結果、D&Pが算定した株式交換比率の算定レンジの中央値である上記2(3)の株式交換比率が妥当であると判断し、本株式交換比率を算定し、株式交換契約を締結しました。

算定機関との関係

D&Pは、当社及び大和証券の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(5) 本株式交換後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社大和証券グループ本社
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
代表者の氏名	執行役社長 日比野 隆司
資本金の額	247,397百万円（平成27年3月31日現在）
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	金融商品取引業等を営む会社の株式の所有・管理・支配